

千葉県総合評価方式 技術資料作成の手引き

(千葉県総合評価方式ガイドライン令和7年4月対応版)

特別簡易型 C 版

令和7年6月

千葉県

はじめに

千葉県では、設計金額２千万円以上の建設工事の一般競争入札について、総合評価方式による落札者決定をしています。

この「技術資料作成の手引き（特別簡易型Ｃ版）」は、円滑な入札の執行と入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を補完する「技術資料作成の手引き」を抜粋、再編集してとりまとめています。

記載内容は、総合評価方式における各評価項目について、「記載要領」「評価のポイント」「記入例」としています。

県では、引き続き、提出された技術資料を適切に評価して参りますので、資料の作成にあたっては「千葉県総合評価方式ガイドライン」と共に、この手引きをご活用ください。

目 次

第1章 総則	- 4 -
1. 技術資料作成にあたって	- 4 -
2. 問い合わせ先	- 4 -
第2章 技術資料の作成方法	- 5 -
【用語の定義】	- 5 -
【評価する項目：特別簡易型 C】	- 6 -
【提出する技術資料】	- 6 -
1. 共通事項	- 7 -
2. 評価項目一覧	- 8 -
様式第1号：評価点算定資料一覧表	- 8 -
3. 企業の施工能力	- 10 -
様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績	- 10 -
自由様式：工事成績の有無について	- 14 -
様式なし：過去の不誠実な行為	- 16 -
4. 地域精通度	- 17 -
様式第9号：当該管内での施工実績	- 17 -
5. 地域貢献度	- 19 -
様式第10号：地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	- 19 -
様式なし：営業拠点の所在地	- 21 -
様式第14号：地域美化活動のボランティア実績	- 22 -
様式第15号：障害者雇用実績	- 24 -
様式第16号：高年齢者雇用実績	- 26 -
様式第17号：女性雇用実績	- 28 -
6. 自由項目	- 30 -
様式第18号：災害活動実績	- 30 -
7. その他	- 32 -
一抜け方式入札について	- 32 -
第3章 情報公開	- 33 -
評価調書（評価結果）	- 33 -

第1章 総則

1. 技術資料作成にあたって

この「技術資料の手引き」の内容は、標準的な技術資料の考え方を示しています。発注者が入札公告・入札説明書等で記載している事項は、その内容が優先されますので、ご注意ください。

なお、総合評価方式の入札に参加する際には、建設・不動産課ホームページに掲載されている最新の内容を必ずご確認ください。また、技術資料の様式は、その都度最新のをダウンロードし、作成ください。

（総合評価方式について（建設工事））

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/hinshitsu.html>



（最新の様式の入手先）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousikir0704.html>



2. 問い合わせ先

各部局庁が実施する総合評価方式の一般的な内容についての質問先は以下のとおりです。

県土整備部→ 建設・不動産課技術審査室	[043-223-3506]
生活環境部→ 環境政策課	[043-223-4646]
農林水産部→ 耕地課	[043-223-2847]
企業局（水道）→ 水道部計画課	[043-211-8637]
企業局（工業用水道）→ 工業用水部工業用水管理課	[043-307-1506]
企業局（企業土地管理局）→ 土地管理部資産管理課	[043-296-8925]
教育庁→ 企画管理部教育施設課	[043-223-4192]

第2章 技術資料の作成方法

【用語の定義】

本手引きで定める用語の定義は以下のとおりとする

国等 とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）

県等 とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

市町村等 とは

市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）及び千葉県内の以下
a～cのいずれかの団体

a 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合

b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社

c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）

千葉県所掌工事の「千葉県」とは

県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局

過去〇か年度間 とは

令和7年度に入札公告する場合

過去2か年度間 … 令和5年度～令和6年度

過去4か年度間 … 令和3年度～令和6年度

過去5か年度間 … 令和2年度～令和6年度

過去10か年度間 … 平成27年度～令和6年度

過去〇年間 とは

当該工事の入札公告日の前年度から〇か年度間及び当該年度の入札公告日の当日までを加えた期間（例 過去10年間とは、当該工事の入札公告日の前年度から10か年度間及び当該年度の入札公告日の当日までを加えた期間）

工種：〇〇 とは

建設業法第二条第一項の別表における建設工事の種類のこと、当該工事の入札公告に記載された工種のこと（土木一式、とび・土工・コンクリート、建築一式 等）

設計金額 とは

本手引きにおいては、予定価格のことを指す。

【評価する項目：特別簡易型 C】

区 分	項 目	配 点	細 目	細目別 配点	配点	対 象 区 分
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	6	過去１０年間の同種工事の施工実績 【様式第３号】	2	2 国・県等の実績 1 市町村等の実績 0 上記以外	
			千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の有無 【自由様式】	4	4 77 点以上 3 76 点 ～ 75 点 2 74 点 ～ 73 点 1 72 点 ～ 71 点 0 70 点以下 又は 成績なし	
			千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 【様式なし】	0～ -4	-4 過去２年間に不誠実な行為による指名停止あり -2 過去１年間に不誠実な行為による文書注意あり 0 なし	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域 精 通 度	2	過去１０年間の当該管内(千葉県内)又は、市町村での施工実績 【様式第９号】	2	2 国・県等の実績 1 市町村等の実績 0 上記以外	
	地域 貢 献 度	6	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」 【様式第１０号】	3	3 当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり 2 千葉県と締結あり 0 上記以外	
			営業拠点(本店)の当該管内又は、市町村における所在地 【様式なし】	2	2 当該管内に本店あり 0 〃 なし	
			地域特有貢献 【様式第１４～１７号】	1	1 千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績	
					1 千葉県内在住の障害者雇用実績	
1 千葉県内在住の高年齢者雇用実績						
自由項目	1	過去２年間の災害活動実績 【様式第１８号】	1	1 活動実績あり 0 〃 なし		

【提出する技術資料】

技術資料一覧表

様式名	評価項目	摘要
様式第1号	評価点算定資料一覧表（特別簡易型 C）	必ず提出する様式
様式第3号	同種工事の施工実績（企業）	添付資料の提出あり
様式第9号	当該管内での施工実績（地域精通度）	添付資料の提出あり
様式第10号	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	添付資料の提出あり
様式第14号	地域美化活動のボランティア実績	添付資料の提出あり
様式第15号	障害者雇用促進	添付資料の提出あり
様式第16号	高年齢者雇用促進	添付資料の提出あり
様式第17号	女性雇用促進	添付資料の提出あり
様式第18号	災害活動実績	添付資料の提出あり

1. 共通事項

資料作成上の留意点

- (1) 各様式欄外の注記を必ず確認し、各項目の記載をしてください。
- (2) 資料作成時には、必ずそれぞれの評価期間を確認してください。
(入札公告を確認)
- (3) 会社名及び工事名の記載漏れ・誤記は、当該工事への入札参加者からの正しい申請か否か確認できないことから、技術評価点が加点されません。
- (4) 提出資料の誤記については、添付資料を確認の上、本来の点数より高く申請されている場合、本来の点数で評価します。
また、本来の点数より低く申請されている場合、申請の点数で評価します。
- (5) 各様式の添付があっても、様式第1号において申請点数の記入漏れがある場合、当該項目は加点されません。
また、申請点数の記入があっても、必要な各様式や添付資料が無い場合も加点されません。
- (6) 技術資料の提出期限日までは、資料の修正、再提出は可能です。

2. 評価項目一覧

様式第1号：評価点算定資料一覧表

記載要領

- (1) 申請点数は自社の提出資料に基づき、入札公告文を確認し各項目の該当する点数を記入してください。(記入が無い場合は0点として扱います。)
- (2) 様式第1号については、「特別簡易型(C)」の様式に記入してください。
- (3) 提出枚数は、各項目の様式及び添付資料の合計枚数を記入してください。
- (4) 様式第1号の区分が「その他の実績又は実績なし」、「点数なし」、「なし」又は「該当なし」など、申請点数が0点になる場合は、各様式・添付資料は提出不要です。
- (5) 申請点数や提出資料の確認に必要な基本情報となりますので、入札公告の内容を確認し齟齬が無いよう、必ず複数人で確認するなどの対策を行って提出してください。
※各評価項目、添付様式との整合と点数の記載を再確認してください。

評価のポイント

- (1) 様式第1号が未提出の場合又は白紙で提出された場合は、すべての技術評価点が加点されません。(重要な様式のため必ず提出してください。)
- (2) 区分・申請点数の記載漏れがこれまでも散見されており、この場合、それぞれの項目は加点されません。
(該当する項目の点数は0点となりますので特に注意してください。)

【特別簡易型(G)】

工事名：△△△

工種：〇〇

評価点算定資料一覧表

会社名：□□□

評価項目	細目	区分			申請点数	提出書類		提出枚数
		国・県等の実績	市町村等の実績	その他の実績 又は実績なし		様式第3号 同種工事の施工実績		
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績				点	様式第3号 同種工事の施工実績		枚
	過去2か年度間の千葉県所掌工事「工種：〇〇」での工事成績の有無	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	過去2年間に不誠実な行為による文書注意あり	点数なし	点	任意様式又は工事検査結果通知書 注4)		枚
	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 注1)			なし	点			
地味精通度	過去10年間の当該管内での施工実績 注2)	国・県等の実績	市町村等の実績	その他の実績 又は実績なし	点	様式第9号 当該管内での施工実績		枚
	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	業務細目協定の締結あり	県との基本協定のみ締結あり	なし	点	様式第10号 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定		枚
	営業拠点(本店)の当該管内における所在地 注3)	あり		なし	点			
地味貢献度	地域特有貢献	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績	あり		点	様式第14号 地域美化活動のボランティア実績 様式第15号 障害者雇用促進 様式第16号 高齢者雇用促進 様式第17号 女性雇用促進 (いずれか1体に該当すればよい。 「あり」として申請する項目の様式のみ、添付資料とともに提出)		枚
		千葉県内在住の障害者雇用実績	あり	該当なし				
		千葉県内在住の高齢者雇用実績	あり					
		千葉県内在住の女性雇用実績	あり					
自由項目	過去2年間の災害活動実績の有無	活動実績あり		なし	点	様式第18号 災害活動実績		枚
					点			

注1) 点数について、指名停止、文書注意が2回以上あった場合は、最本拠点のみを記載する。

注2) 市町村での実績を評価項目としている場合は、当該管内を市町村と読み替える。また、県内外での実績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と読み替える。

注3) 市町村での実績を評価項目としている場合は、当該管内を市町村と読み替える。

注4) 工事成績の対象は単年度工事のみだけでなく、複数年度にまたがる工事も含まれる。なお、工事成績は工事検査結果通知書の年月日が属する年度で集計する。(※注年度ではない。)

【記入における留意事項】

1 太枠で囲まれている「区分」、「申請点数」及び「提出枚数」を記入する。「区分」の欄は該当する区分について○で囲み、下線部については記入する。

2 工種〇〇は、資格要件で設定した工種とする。(工事名の下、プルダウンメニューで選択)

3 申請点数はプルダウンで選択し記入すること。

4 評価項目はプルダウンで選択し記入する。「申請点数」及び「提出枚数」欄に「-」を記入する。

5 提出枚数は提出書類(様式を含む)の枚数をいい、提出部数ではない。

6 区分で「その他の実績又は実績なし」、「点数なし」、「なし」又は「該当なし」を選択し、申請点数が0点になる場合は、各様式・添付資料は提出しなくてもよい。

7 発注案件に応じて自由項目設定で評価項目が追加されている場合は、適宜、項目を追加する。

3. 企業の施工能力

様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績

記載要領

- (1) 該当する同種工事が無い場合は様式第1号で、「その他の実績又はなし」を“○”で囲み、様式3号の提出は不要です。
- (2) 様式第3号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (3) 記載する同種工事の実績の件数は通常1件で良いですが、複数の工事をもって同種工事の実績を申請する場合は、全ての工事について様式第3号の作成をしてください。
- (4) 工事概要の欄については、設計図書に記載の工事概要に加え、必要に応じて該当する工種などを記載してください。
- (5) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び、当該年度の入札公告日の当日までを加えた期間に完成した工事とします。
例) 公告日：令和7年4月23日
期 間：平成27年4月1日から令和7年4月23日まで
- (6) 「完成」とは入札公告の当日までに完成通知書が提出されており、技術資料の提出までに検査結果通知書を受け取っているものが対象となります。
- (7) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）であることにより評価します。
公告文に記載された「同種工事」を証明できる資料を添付してください。
（同種工事の内容がコリンスや契約図書で読み取れない場合は、竣工図面の写しなど）
なお、参加資格確認申請と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。

(8) 国・県・市町村等とは、以下の機関とします。

① 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とします。

② 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とします。

③ 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）及び千葉県内の以下a～cのいずれかの団体とします。

a 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合

b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。

c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人

（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

④ 独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）において準ずる機関とは、施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等もあります。

具体的には、各発注機関の指示に従ってください。

例：国立大学法人、国立病院機構、地方共同法人など公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人であること。

又、受注当時は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する機関であったが、その後、対象外の機関となった場合にも加点対象とします。受注時の施行令で判断し、工事が完成しているものを評価します。

⑤ 以下の機関は、評価の対象機関とはなりません。
千葉県外の一部事務組合、他県の道路公社等、政令指定都市になる前の市町村

⑥ 国の機関、独立行政法人及び特殊法人などは、以下の資料を参考に確認してください。

(a) 国、県、市町村等の機関等一覧表

出典：国税庁法人番号公表サイト（国税庁）

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/kuninokikanichiran.html>

(b) 独立行政法人・特殊法人等一覧表

出典：総務省ホームページ 令和7年4月1日現在

(独立行政法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001000284.pdf

(特殊法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001002871.pdf

(元サイト)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2.html

評価のポイント

- (1) JV構成員としての実績は、施工実績の評価に出資比率を掛けずに評価します。
なお、出資比率が20%未満の場合には実績として評価しません。
- (2) 単独の企業が申し込む際に、過去2か年度間の工事成績平均及び手持ち工事量についてJVの実績も評価対象とします。
- (3) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば、一方は国・県の実績、もう一方は市町村の実績と異なる場合は、低い方の実績で評価します。
- (4) 合併前の企業の施工実績や工事成績は、合併後の企業にも引き継がれるものとして扱います。
ただし、工事の種類や業種が指定された項目は、当該工事を請け負う部門が新会社に引き継がれたことが確認出来る場合に限り評価します。
(土木部門が切り離され建築部門だけ新会社に移行した場合、土木部門の実績や工事成績は新会社に引き継がれません。)

(様式第 3 号)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

工事名：〇〇〇〇工事

工 事 概 要 等	発注者名	〇〇土木事務所	
	工 事 名	△△△△工事	
	工事箇所	千葉市中央区市場町	
	請負金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (円)	
	工 期	令和△年 9 月 3 0 日 ~ 令和△年 3 月 2 5 日	
	受注形態	単体	
	工事概要	工事延長 L = 1 0 0 m 鋼矢板護岸工 L = 1 0 0 m 笠コンクリート工 L = 1 0 0 m	

※入札公告にある「工事の概要」の項目等を記載する。

添付資料のみで「同種工事」であると判断できる資料を漏れなく添付すること

- 1 記載する同種工事の実績の件数は 1 件とする。
- 2 請負金額の () は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 3 受注形態は、単体又は〇〇・□□共同企業体(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 4 共同企業体としての実績は、出資比率が 2 0 %以上のものに限る。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 当該工事の内容を証明できるもの(コリンズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等)を添付すること。
 なお、参加資格確認申請書と同一の工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。
- 7 「企業の施工能力」における「過去 10 年間の同種工事の施工実績」での国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関およびこれに準ずる機関)をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)、東京都 2 3 区(特別区)及び千葉県内の以下 a ~ c のいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の 1 つとしている公益法人(平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人または同年 11 月 30 日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。公共工事とは、これらの機関の発注工事とする。

自由様式：工事成績の有無について

記載要領

- (1) 過去2か年度間の千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の有無となります。
- (2) 工事成績の平均点とは異なり、工事成績の「有・無」が評価対象のため、1件でも該当する工事があれば、その工事成績のみの提出で構いません。
- (3) 申請する工事の成績が確認できる資料を提出してください。
- (4) 提出資料には、発注年度、発注者、工事名、契約日、完成日、工事成績を記載してください。
- (5) 提出資料の様式は自由であり、工事検査結果通知書の添付で代用できます。
- (6) 提出された資料を基に、発注者が県のデータと照合します。
- (7) 対象工事は、以下のステップ順の該当工事とします。

【ステップ①】

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した当初設計金額2千万円以上の「工種：〇〇」の工事成績を評価の対象とします。

例) 公告日：令和7年4月23日

期 間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

【ステップ②】

ステップ①に該当する工事がない場合は、
入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した「工種：〇〇」の工事成績全てを評価の対象とします。

例) 公告日：令和7年4月23日

期 間：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

評価のポイント

- (1) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上であること）により評価します。
- (2) 工事成績評定は、繰越工事等は発注年度に関係なく、工事完成検査後の工事検査結果通知書の年月日の属する年度に計上します。
- (3) 工事成績の有無は発注方式（総合評価方式や指名競争入札方式等）を問いません。
- (4) 申請された工事点数は、発注者で確認を行い、差異があった場合は以下のとおり評価します
 - ・様式第1号に記載の点数より工事検査結果通知書の点数の方が低い評価の場合、評価を下げます。
（様式第1号4点→確認3点の場合、評価配点は3点になります。）
 - ・様式第1号に記載の点数より工事検査結果通知書の点数の方が高い評価の場合、評価を下げます。
（様式第1号2点→確認3点の場合、評価配点は2点になります。）

様式なし：過去の不誠実な行為

記載要領

- (1) 過去2年間又は1年間の過去の不誠実な行為を対象とします。
- (2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局とします。国、市町村は含みません。
- (3) 過去2年間とは、それぞれ入札公告の当日までの過去2年間とします。
例) 公告日：令和7年4月23日
期 間：令和5年4月23日から令和7年4月23日まで
- (4) 過去の文書注意及び営業停止においては、過去1年間を対象とします。
- (5) 指名停止と文書注意等が何回あっても、減点数の積み上げは行いません。
- (6) 過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは対象外です。

4. 地域精通度

様式第 9 号：当該管内での施工実績

記載要領

- (1) 様式第 9 号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 該当する同種工事が無い場合は様式第 1 号で、「その他の実績又はなし」を“○”で囲み、様式 9 号の提出は不要です。

評価のポイント

- (1) 公共工事の施工実績であれば、入札公告で指定の当該工種以外の工種の実績でも評価します。
- (2) 複数の管内での施工実績の場合は、一部でも当該管内が含まれれば評価されます。
- (3) 市町村単位で施工実績を評価する場合は、当該市町村のみの実績が評価されます。

様式第 9 号

当該管内での施工実績

工事名： ○○○○工事

工 事 概 要 等	発注者名	○○土木事務所
	工 事 名	◆◆◆◆工事
	工事箇所	千葉県 八千代 (市) 町 村
	請負金額	○○, ○○○, ○○○円 (円)
	工 期	令和□年 8 月 1 日 ~ 令和△年 2 月 2 0 日
	受注形態	単体

当該管内（千葉県内）又は、市町村であることを確認すること。一部管理が他の事務所管内に跨る箇所などの扱いに迷う場合は発注機関に確認してください。

- 記載する施工実績の件数は 1 件でよい。
- 請負金額の（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 受注形態は、単体又は○○・□□共同企業体（出資比率○○％）と記載すること。
- 共同企業体としての実績は、出資比率が 20％以上のものに限る。
- 当該工事の内容を証明できるもの（コリンズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等）を添付すること。
なお、入札参加資格確認申請書と同一工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。
- 「地域精通度」における「過去 10 年間の当該管内での施工実績」では、国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関およびこれに準ずる機関）をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下 a ～ c のいずれかの団体をいう。a．地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b．公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c．市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の 1 つとしている公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人または同年 11 月 30 日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。
- 千葉県内での実績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と読み替える。

5. 地域貢献度

様式第 10 号：地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定

記載要領

- (1) 様式第 10 号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 協定を締結する団体に所属しているか確認しますので、その団体の発行する証明書等を提出してください。ただし、協定の写しで当該団体に所属している事が確認できる場合には、別途提出は不要です。
- (3) 協定の締結が無い場合には、様式第 10 号の提出は不要です。

様式第 10 号

地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定

工事名： ○○○○工事

① 業務基本協定締結の有無	入札公告の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」千葉県との締結協定名称 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定 (千葉県) 部局により名称が違う場合は正式な名称を記載してください。 ※1 入札公告で特に指定がない場合、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」を評価対象の協定とし、協定の対象となる協会等に属する企業である場合、評価する。 ※2 入札公告で特に評価対象となる協定の指定があった場合には、 〔 〕内に協定名を記入する。
② 業務細目協定締結の有無	あり ・ なし 入札公告の時点において、地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定に基づく業務細目協定の千葉県出先機関との締結の有無（①において業務基本協定の締結がある場合に記載する）。 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定 (○○○○事務所) ※3 「あり」の場合には上〔 〕内に業務細目協定を締結する千葉県出先機関名を記入する。細目協定の対象となる協会支部等に属する企業である場合、評価する。

対象協定の協会・支部等に企業であることを証明する書類（業務基本協定もしくは細目協定を締結する団体の発行する証明書等）を添付する。協定の締結が無い場合は提出不要。

細目協定の対象企業であることが確認できない事例が多いため、証明書の添付漏れに注意

様式なし：営業拠点の所在地

記載要領

- (1) 当該管内で、災害応急対策に関する協定を締結している支店は、本店扱いとします。
- (2) 市町村単位で営業拠点（本店）を評価する場合、当該市町村に営業拠点（本店）がある場合のみ評価されます。

地域特有貢献の有無

様式第14号：地域美化活動のボランティア実績

記載要領

- (1) 様式第14号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 活動が証明（確認）できる資料を添付してください。
必ず団体で第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付し提出してください。
申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。

評価のポイント

- (1) 千葉県が管理する公共施設（道路、河川、海岸、都市公園等）における美化活動を評価します。
- (2) 千葉県が管理する公共施設には、県が市町村、指定管理者などに管理を委託している施設を含みます。
(管理施設の例)

稲毛海浜公園（管理者：千葉市）・・・・・・・・対象外
県立幕張海浜公園（管理者：千葉県）・・・・・・・・対象
- (3) 地域美化活動のボランティア活動の実績は、前年度及び当該年度に1回あれば評価します。（複数回あっても1回とします。）
- (4) ボランティアの実績において、美化活動が営業目的と判断されるような場合には、評価の対象としません。
- (5) 子会社や下請け会社が美化活動を行った実績は加点されません。
- (6) 公共施設管理者と協定締結等がない団体等の自主的な活動実績は評価対象外となります。

様式第 14 号

地域美化活動のボランティア実績

工事名： _____ 〇〇〇〇工事

千葉県が管理する道路、河川、海岸、都市公園などの公共施設が対象です。(市町村管理施設は対象外)

ボランティア活動	千葉県が管理する公共施設における地域美化活動のボランティア実績 (公共施設管理者と協定締結等がない団体等の自主的な活動実績は除く) ＊ 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の当日までとする。
ボランティア活動の区域及び活動実績	ボランティア活動の区域：千葉市美浜区 ボランティア活動組織名称：千葉県〇〇〇〇協会 ボランティア活動の期間：自) 令和〇〇年〇月〇日 至) 令和〇〇年〇月〇日 ボランティア活動の内容：県立幕張海浜公園ビーチクリーン活動
	活動が証明（確認）できる資料を添付すること 例：公共施設管理者との協定締結等又は活動が証明できる資料 (補足：新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要)

申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。必ず団体で第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付してください。

記載要領

(1) 様式第15号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。

(2) 障害者の雇用及び県内在住の証明ができる書類を提出してください。

【提出書類の例】

①障害者の雇用を証明する書類

- ・公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書（直近の6月1日現在）」の写し（公共職業安定所の法令等に定められた期日（6月1日～7月15日）内の受領印が押されているもの）。
- ・報告義務のない事業主は、雇用状況を確認できる書類（健康保険被保険者証や雇用証明書等のいずれかの写し）及び障害者の証明書類（障害者手帳等の写し）

②県内在住を証明する書類

- ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し

(3) 書類を提出する際は、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に該当する者の雇用に対し評価します。

(2) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。障害者の雇用の証明書等を提出してください。

(3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。

(4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

障害者雇用実績

工事名： _____ ○○○○工事 _____

障害者の雇用	<u>建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場</u>において、入札公告の当日における県内在住の障害者の雇用
障害者の雇用状況の詳細	勤務している本店、営業所、工場の名称：(株) △△建設 上記の所在地：千葉市中央区市場町 1 丁目 1 番地 原則、第三者が発行する証明書により 1) 障害者の雇用であること 2) 県内在住であること が確認できる書類を添付 障害者の雇用の証明：障害者の雇用及び県内在住を証明できる書類を提出する。 【証明資料の例】 ①障害者の雇用を証明する書類 ・公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書（直近の 6 月 1 日現在）」の写し（公共職業安定所の法令等に定められた期日（6 月 1 日～7 月 15 日）内の受領印が押されているもの） 但し、報告義務のない事業主は、雇用状況を確認できる書類（健康保険被保険者証、雇用証明書等のいずれかの写し）、障害者の証明（障害者手帳等の写し） ②県内在住を証明する書類 ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し なお、個人情報の取り扱いには十分注意すること。

証明に不必要な部分を消去する。（塗り潰すなど）

地域特有貢献の有無

様式第16号：高年齢者雇用実績

記載要領

- (1) 様式第16号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 雇用、年齢及び県内在住が証明できる書類を提出してください。
【提出書類の例】
 - ①雇用を証明する書類
 - ・健康保険被保険者証、雇用証明書等のいずれかの写し
(雇用の契約書でも可)
 - ②年齢を証明する書類
 - ・健康保険被保険者証、運転免許証等のいずれかの写し
 - ③県内在住を証明する書類
 - ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
- (3) 一般に健康保険被保険者証では、会社名(雇用の事実)と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証等の写しが合わせて必要となります。
- (4) 書類を提出する際は、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価します。(65歳以上)
- (2) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

様式第 16 号

高年齢者雇用実績

工事名：〇〇〇〇工事

証明に不必要な部分を消去する。(塗り潰すなど)

高年齢者の雇用	<u>建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場</u>において、工事公告の当日における県内在住の高年齢者の雇用 なお、高年齢者とは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条に定める「高年齢者雇用確保措置」を講じなければならない年齢（「65歳」）以上の者をいう。
高年齢者の雇用状況の詳細	勤務している本店、支店、営業所、工場の名称：(株) △△建設 上記の所在地：千葉市中央区市場町1丁目1番地 一般に健康保険被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証等の写しが合わせて必要となります。 高年齢者の雇用の証明：雇用、年齢及び県内在住を証明できる書類を提出する。 【証明資料の例】 ① 雇用を証明する資料 ・健康保険被保険者証、雇用証明書等のいずれかの写し ② 年齢を証明する資料 ・健康保険被保険者証、運転免許証等のいずれかの写し ③ 県内在住を証明する資料 ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し なお、個人情報の取り扱いには十分注意すること。

証明に不必要な部分を消去する。(塗り潰すなど)

地域特有貢献の有無

様式第 17 号：女性雇用実績

記載要領

- (1) 様式第 17 号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 雇用、性別及び県内在住の証明ができる書類を提出してください。
【提出書類の例】
 - ①雇用を証明する書類
 - ・健康保険被保険者証、雇用証明書等のいずれかの写し
(雇用の契約書でも可)
 - ②性別を証明する書類
 - ・健康保険被保険者証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
 - ③県内在住を証明する書類
 - ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し
- (3) 一般に健康保険被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証等の写しが合わせて必要となります。
- (4) 書類を提出する際は、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週 3 日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (2) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (3) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

女性雇用実績

工事名： _____ ○○○○工事 _____

女性の雇用	建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場において、入札公告の当日における県内在住の女性の雇用
女性の雇用状況の詳細	勤務している本店、支店、営業所、工場の名称：(株) △△建設 上記の所在地：千葉市中央区市場町 1 丁目 1 番地 一般に健康保険被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証等の写しが合わせて必要となります。 女性の雇用の証明：雇用及び県内在住を証明できる書類を提出する。 【証明資料の例】 ① 雇用を証明する資料 ・健康保険被保険者証、雇用証明書等のいずれかの写し（雇用の契約書でも可） ② 性別を証明する資料 ・健康保険被保険者証、マイナンバーカード等のいずれかの写し ③ 県内在住を証明する資料 ・運転免許証、マイナンバーカード等のいずれかの写し なお、個人情報の取り扱いには十分注意すること。

証明に不必要な部分を消去する。（塗り潰すなど）

6. 自由項目

様式第18号：災害活動実績

記載要領

- (1) 様式第18号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入してください。
- (2) 活動実績を証明する各出先機関等が発行の「災害活動証明書」の写し、又は、「契約書」の写しと作業内容が上記の内容であることが分かる書類の写しを添付してください。
- (3) 災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した時点の日付とします。
入札公告の当日までの活動実績を評価するため、各出先機関等から発行される証明書の発行日は、公告日以降のものでも構いません。
証明証の発行については各出先機関等にご相談ください。

評価のポイント

- (1) 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」を評価項目に設定した場合、設定する同一の協定に基づく「過去2年間の災害活動実績」を評価します。
- (2) 該当管内の「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等、災害協定に基づき各出先機関等が依頼して対応した「応急措置」、「応急復旧工事」が評価の対象となります。パトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置の業務は、評価の対象となりません。
- (3) 災害活動実績は、応急措置又は応急復旧工事の実績が対象期間内に1件以上あれば評価します。

災害活動実績

工事名： ○○○○工事

災害活動実績	・入札公告の前年度から過去 2 か年度及び当該年度の入札公告当日までを加えた期間を評価する。 ・入札参加資格要件で示す管内での災害活動実績を評価する。 ・1 災害につき応急措置又は応急復旧工事の実績を評価する。
災害活動実績の詳細	災害活動箇所：八千代市萱田 災害活動完了日：令和□年△月○日 災害活動の内容： 応急措置 ・ 応急復旧工事 災害活動実績の証明：活動実績を証明できる以下のいずれかの書類を添付すること。 ・各出先機関等が発行する「災害活動証明書」の写し ・「契約書」の写し及び作業内容が証明できる書類の写し

いずれかの該当するものを
”○”で囲ってください。

- 1 災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した時点の日付を記載する。
- 2 「応急措置又は応急復旧工事」とは、パトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置を除いた応急措置業務もしくは応急復旧工事を対象とする。

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等、災害協定に基づき各出先機関が依頼して対応した「応急措置」、「応急復旧工事」が評価の対象となります。

各出先機関が発行する「災害活動証明書」の写しを添付してください。

7. その他

一抜け方式入札について

対象要件

「建設工事等に係る一抜け方式入札のしおり」の対象案件で総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件を対象としています。
この算定方法とは、設定した評価項目、配点、評価基準、評価点が同一であることをいいます。

記載要領

- (1) 一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一とすること。
- (2) 参加するすべての工事名称を1つの技術資料に併記してください。

(記載イメージ)

様式第1号

【特別簡易型(C)】

工事名: △△△工事(その1)
△△△工事(その2)
△△△工事(その3)

工種: ○○

参加を希望する工事を全て記載すること

評価点算定資料一覧表

評価項目	細目	区分	
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績	市町村等の実績
	過去2か年度間の千葉県所掌工事「工種:○○」での工事成績の有無	_____点	
	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 注1)	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり

様式第3号

令和7年4月版

同種工事の施工実績

工事名: △△△工事(その1)
△△△工事(その2)
△△△工事(その3)

参加を希望する工事を全て記載すること

発注者名	
------	--

第3章 情報公開

評価調書（評価結果）

評価調書は、ちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載されます。
なお、システムへの掲載は若干時間を要します。

入札情報
(工事)

トップページ

発注見通し

入札予定(公告)

指名案件一覧

入札結果

契約結果

入札参加資格者

名簿ダウンロード

指名停止業者

令和2年度 千葉県 入札結果

入札結果表示

入札担当部署

開札執行日時

案件名

工事／納入場所

路線/河海名

工種又は業種

入札方式

落札者名

予定価格

税込

税抜

調査基準価格

最低制限価格

落札決定金額

税込

税抜

第1回入札結果

No

商号又は名称

技術評価点

入札書記載金額(税抜)

評価値

入札結果

1

120

円

1.6000

落札

2

117.894

円

1.5114

説明文書等

No

文書名

格納ファイル名/外部リンクURL

1

評価調書

ダウンロード

8-01.pdf

2

法定福利費

ダウンロード

8-02.pdf

ここをクリック
(評価調書へ)

評価調書（公表用）

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工事〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企 業 の 技 術 力												企業の信頼性・社会性						その他					
施工計画	企 業 の 施 工 能 力						配置予定技術者の能力					地域 精進度	地域貢献度				手待ち 工事量	履行義務 違反	合 計	加算点	標準点	技術評価点	
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献						
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

【技術資料の審査結果】

業 者 名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手待ち 工事量	履行義務 違反	合計	加算点	標準点	技術評 価点
●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	130,000
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	121,750
▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

◎一抜け方式の場合の評価調書

【開札順 1 番目の工事】

評 価 調 書（公表用）

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工 事 名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工 事 概 要
工第〇〇号	〇〇課 × × 土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 × × 市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企 業 の 技 術 力												企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性					そ の 他						
施工計画	企 業 の 施 工 能 力						配 置 予 定 技 術 者 の 能 力					地域 精通度	地 域 貢 献 度				手 持 ち 工 事 量	履 行 義 務 違 反	合 計	加 算 点	標 準 点	技 術 評 価 点	
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献						
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

【技術資料の審査結果】

業 者 名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手 持 ち 工 事 量	履 行 義 務 違 反	合計	加算点	標準点	技術評 価点
●●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	130,000
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	121,750
▲▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

【開札順 2 番目以降の工事】

評 価 調 書（公表用）

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工 事 名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工 事 概 要
工第〇〇号	〇〇課 × × 土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 × × 市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】

評価項目及び評価点

企 業 の 技 術 力												企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性					そ の 他						
施工計画	企 業 の 施 工 能 力						配 置 予 定 技 術 者 の 能 力					地域 精通度	地 域 貢 献 度				手 持 ち 工 事 量	履 行 義 務 違 反	合 計	加 算 点	標 準 点	技 術 評 価 点	
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献						
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

【技術資料の審査結果】

業 者 名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手 持 ち 工 事 量	履 行 義 務 違 反	合計	加算点	標準点	技術評 価点
●●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	無効
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	21,750
▲▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

開札順 1 番目の工事
において、落札者と
なった者を、無効と
する。